**令和４年度狩猟免許試験実施案内**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、令和4年度の狩猟免許試験を、以下のとおり実施します。

* 新型コロナウイルス感染症拡大防止への御理解・御協力をお願いします。
* また、申請受付時の混乱を避けるため、**ちば電子申請サービスによる事前申込を実施し、申込者のみ申請を受け付けます。**
* 試験当日は、検温し、各自マスクの着用をお願いします。
* **試験当日に体調不良の方**（せき・発熱等の症状がある方、新型コロナウイルス感染症等に　罹患し治癒していない方など）**は、受験を控えてください。また、当日実施する検温結果により、受験を控えていただく場合があります。**
* 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、やむを得ず試験を変更する可能性があります。その場合は、千葉県ホームページにてお知らせします。

**１　事前申込み**

（１）事前申込受付期間

事前申込受付期間は下記の表のとおりです。

受付開始時刻は午前9時からです。

申込完了後には、申込住所宛てに申し込み受付通知を郵送します。

**申込者は、以下の３（１）実施期日等の申請書受付期間内に、改めて申請してください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 実施期日 | 免許の種類 | 事前申込受付期間 |
| 1 | 6月25日(土) | わな猟 | 5月17日（火）～5月24日（火） |
| 2 | 6月26日(日) | 第一種銃猟 |
| 3 | 8月4日(木) | 第一種銃猟第二種銃猟 | 5月17日（火）～7月15日（金） |
| 4 | 8月5日(金) | 網猟わな猟 |
| 5 | 8月28日(日) | わな猟 |
| 6 | 11月5日(土) | 網猟わな猟 | 9月21日（水）～9月28日（水） |
| 7 | 11月6日(日) | 第一種銃猟第二種銃猟 |
| 8 | 2月4日(土) | 第一種銃猟 | 9月21日（水）～12月12日（月） |
| 9 | 2月5日(日) | わな猟 |

（２）事前申込方法

ちば電子申請サービスのウェブサイト（事前申込開始日に公開予定）にアクセスし、記載事項をご確認の上、事前申込を行ってください。

**２　試験の区分**

試験は、次の狩猟免許の種類ごとに実施します。

|  |  |
| --- | --- |
| 狩猟免許の種類 | 猟法の種類 |
| 網猟免許 | 網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）を使用する猟法 |
| わな猟免許 | わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）を使用する猟法 |
| 第一種銃猟免許 | 装薬銃、空気銃を使用する猟法 |
| 第二種銃猟免許 | 空気銃を使用する猟法 |

**３　試験の日時・場所**

（１）実施期日等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 次数 | 実施月日 | 免許の種類 | 定員数 | 実施場所 | 申請書受付期間（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く） | 合格発表日 |
| 1 | 6月25日(土) | わな猟 | 90名 | 千葉県射撃場市原市古敷谷2620番地 | 5月23日(月)～5月31日(火) | 7月15日（金）午後1時 |
| 2 | 6月26日(日) | 第一種銃猟 | 60名 |
| 3 | 8月4日(木) | 第一種銃猟第二種銃猟 | 計60名 | 〃 | 7月19日(火)～7月25日(月) | 8月25日（木）午後1時 |
| 4 | 8月5日(金) | 網猟わな猟 | 10名80名 |
| 5 | 8月28日(日) | わな猟 | 90名 | 南房総市役所南房総市富浦町青木28番地 | 9月16日（金）午後1時 |
| 6 | 11月5日(土) | 網猟わな猟 | 10名80名 | 千葉県射撃場市原市古敷谷2620番地 | 10月5日(水)～10月14日(金) | 11月25日（金）午後1時 |
| 7 | 11月6日(日) | 第一種銃猟第二種銃猟 | 計60名 |
| 8 | 2月4日(土) | 第一種銃猟 | 60名 | 〃 | 12月23日(金)～1月10日（火） | 2月27日（月）午後1時 |
| 9 | 2月5日(日) | わな猟 | 90名 |

**備考**

**１　同一試験日における併願受験はできません。**

**２　申請の受付については、事前申込者のみ申請を受け付けます。**

**３　申請した試験以降に実施する試験の申請をする場合は、先に実施する試験の合格発表後でなければ申請できません。**

**４　申請した試験以前に実施する試験の申請はできません。**

**※３及び４ともに、合格発表日が同一日の試験においては申請が可能です。**

（２）試験当日の日程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 内容 | 備考 |
| 午前8時30分～午前9時 | 試験受付 | 時間内に受付を行ってください。 |
| 午前9時～正午 | 知識試験及び適性試験 | 適性試験は、知識試験終了後に順次開始し、受験者全員について行います。 |
| 午後1時～午後4時30分 | 技能試験 | 技能試験は、知識試験及び適性試験の合格者について行います。 |

**４　受験資格**

千葉県内に住所を有する（住民登録がある）個人の方で、次のいずれにも該当しない方です。

1. 狩猟免許試験実施日に20歳（網猟免許、わな猟免許にあっては18歳）に満たない方。
2. 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く）の他、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方
3. 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒の方
4. 上記（１）（２）（３）以外で、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がない、又は著しく低い方
5. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過していない方
6. 狩猟免許を取り消され、その後３年を経過していない方（取消しに係る種類のものに限る）
7. 不正な手段によって狩猟免許試験を受験し、又は受験しようとしたため、受験を禁止されている方

**５　申請書類等**

* 狩猟免許試験を受験するためには、以下の書類を受付期間内に、お住まいの区域を管轄する県機関（「７　申請書類の提出先」参照）に**事前にお電話で御一報の上、直接持参してください（代理人による提出可）**。
* 申請の受付時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までです。
* 郵送も可能です。下記（ア）～（ウ）に従い、提出してください。

(ア)下記の(1)～(4)の必要書類を用意し、収入証紙を申請書に貼付してください。

(イ)簡易書留でお住まいの区域を管轄する県機関に送付してください。（消印有効）

(ウ)送付先に郵送したことを、電話連絡してください。

※配送トラブルに備え、書類の写しを保管していただくようお願いいたします。

1. 狩猟免許申請書：**申請する試験ごとに１部**
* 申請書は両面１枚としてください（片面コピーのものは不可）。
* 申請書の記載事項欄に記入のないもの及び不備な書類は返却することになるので、提出にあたっては十分留意してください。
* 申請書には、日中確実に連絡の取れる連絡先の電話番号を記入してください。
1. 写真：**申請する試験ごとに１枚**

申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの。

1. 医師の診断書：１部**（申請日において、診断日より１年以内のもの）**
* 申請者の方が、上記「３　受験資格」（２）（３）（４）に該当しないことを証するもの。
* ただし、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による所持許可を現に受けている方は、診断書を添付する必要はありませんが、所持許可証の提示をお願いします（なお、その場合は受付機関で同所持許可証の写しをいただきます）。
1. 受験票送付用切手：**84円切手１枚**（郵便料金の改定があった場合は改訂後の金額の切手）

申請を受け付けた地域振興事務所（千葉市及び市原市にお住まいの方は県庁自然保護課）から受験票を御自宅に郵送しますので、試験に際しては受験票を御持参ください。

**６　手数料**

|  |  |
| --- | --- |
| 金額 | **狩猟免許を持っていない場合：1種類につき5,200円** |
| 有効期間内の狩猟免許を持つ方が、これと異なる種類の狩猟免許を受験しようとする場合：1種類につき**3,900円** |
| 納付方法 | 千葉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼って納付してください。 |

※申請書受理後は、受験の有無にかかわらず、手数料の返還及び試験日の振り替えができません。

**７　申請書類の提出先**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 県機関名称 | 管轄区域 | 所在地 | 電話 |
| 環境生活部自然保護課 | 千葉市・市原市 | 千葉市中央区市場町1-1 | 043(223)2972 |
| 葛南地域振興事務所 | 市川市・船橋市・習志野市・八千代市・浦安市 | 船橋市本町1-3-1フェイス7階 | 047(424)8092 |
| 東葛飾地域振興事務所 | 松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市 | 松戸市小根本7 | 047(361)4048 |
| 印旛地域振興事務所 | 成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡 | 佐倉市鏑木仲田町8-1 | 043(483)1447 |
| 香取地域振興事務所 | 香取市・香取郡 | 香取市佐原イ92-11 | 0478(54)7505 |
| 海匝地域振興事務所 | 銚子市・旭市・匝瑳市 | 旭市ニ1997-1 | 0479(64)2825 |
| 山武地域振興事務所 | 東金市・山武市・大網白里市・山武郡 | 東金市東新宿17-6 | 0475(55)3862 |
| 長生地域振興事務所 | 茂原市・長生郡 | 茂原市茂原1102-1 | 0475(26)6731 |
| 夷隅地域振興事務所 | 勝浦市・いすみ市・夷隅郡 | 夷隅郡大多喜町猿稲14 | 0470(82)2451 |
| 安房地域振興事務所 | 館山市・鴨川市・南房総市・安房郡 | 館山市北条402-1 | 0470(22)8711 |
| 君津地域振興事務所 | 木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市 | 木更津市貝渕3-13-34 | 0438(23)2285 |

**８　試験方法等**

知識試験、適性試験及び技能試験を行います。ただし、技能試験は、知識試験及び適性試験に合格した方について実施します。

1. 知識試験

知識試験は、次の事項について択一式の筆記試験により行います。なお、試験時間は90分で、知識試験の合格基準は70パーセント以上の成績です。

1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令
2. 猟具に関する知識
3. 鳥獣に関する知識
4. 鳥獣の保護及び管理に関する知識
5. 適性試験

適性試験は、下表の左欄に掲げる科目について行い、その合格基準は、下欄に掲げるとおりです。

**※眼鏡、補聴器等が必要な方は必ず持参してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 科目 | 合格基準 |
| 視力 | ア　網猟免許・わな猟免許に係る適性試験* 視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.5以上であること。
* ただし、1眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
 |
| イ　第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に係る適性試験* 視力が両眼で0.7以上であり、かつ、1眼でそれぞれ0.3以上であること。
* ただし、1眼の視力が0.3に満たない方又は1眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
 |
| 聴力 | 10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。 |
| 運動能力 | * 狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。
* ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある方については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
 |

1. 技能試験

技能試験は、下表の左欄に掲げる狩猟免許の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる課題について行います。技能試験の採点は、減点式採点法により行い、その合格基準は　　　70パーセント以上の成績です。

|  |  |
| --- | --- |
| 狩猟免許の種類 | 課題 |
| 網猟免許 | 1. 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。
2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第２条第２号に掲げる網のひとつを架設すること。
3. 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
 |
| わな猟免許 | 1. わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。
2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第２条第３号に掲げるわなのひとつを架設すること。
3. 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
 |
| 第一種銃猟免許 | 1. 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。以下２から４までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。
2. 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後、模造弾の脱包を行うこと。
3. ２人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを、模造銃を用いて行うこと。
4. 休憩の際必要な銃器の操作を、模造銃を用いて行うこと。
5. 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。
6. 距離の目測を行うこと。
7. 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
 |
| 第二種銃猟免許 | 1. 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。
2. 距離の目測を行うこと。
3. 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
 |

1. 試験の免除

有効期間内の狩猟免許を持つ方が、これと異なる種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受験する場合は、知識試験の一部が免除され、猟具に係る問題のみ出題されます。なお、この場合の試験時間は30分です。

**９　合格発表**

* 合格発表日に受験者本人に合否通知を発送するとともに、合格者には併せて狩猟免状を送付します。ただし、知識試験及び適性試験の不合格者については、合否を試験当日に会場で発表しますので、合否通知は発送しません。
* 千葉県庁環境生活部自然保護課ホームページにおいて、合格者の受験番号を掲載します。
* 千葉県庁中庁舎１階通路掲示板及び各地域振興事務所掲示板に、合格者の受験番号を掲示します。

**※電話等による合否に関する問い合わせについては、一切応じることができません。**

**１０　初心者狩猟講習会の開催**

一般社団法人千葉県猟友会において、狩猟免許試験受験者を対象とした「初心者狩猟講習会」を開催しています（受講は任意）。その概要は以下のとおりです。

* 講習の申込みをすると、狩猟に関するテキストや知識試験の例題集等が配付されます。
* 講習会当日は、知識試験の講習と技能試験の実技指導を受けることができます。
* 講習会の詳細や申込方法につきましては、千葉県猟友会ホームページをご覧いただくか、千葉県猟友会事務局（電話：043-222-6033）まで直接お問い合わせください。

**１１　お問い合わせ**

狩猟免許試験に関し不明な点は、以下へお問い合わせください。

* 千葉県環境生活部自然保護課狩猟・保護班　TEL　043-223-2972
* 各地域振興事務所地域環境保全課（「７　申請書類の提出先」参照）